

第3回 取手市市民協働基本方針策定委員会 議事録

1. 開催日時：平成27年12月18日（金）午後1時30分～午後3時40分
2. 開催場所：取手市役所 議会棟大会議室
3. 出席者：
委員：小林一郎，櫻井由子，武田恵子，塚本昇，前田聡，松井秀子，
結城信一（敬称略）
事務局：市民協働課 秋田課長，立野係長
傍聴人：0名

4. 議事内容

(1) 市民協働基本方針の定義について

委員長：たたき台として示された事務局案に対してご意見を伺いたい。

委員：事前に示された事務局案を考えるにあたり，県内外の自治体がどのように定義しているかを調べてみたところ，「誰が」・「何のために」・「どのように」・「どうする」との4つのキーワードからの構成が見られた。また，限られた言葉で定義を組み立てていく場合はしかたないところもあると思うが，事務局案は他自治体と類似する内容が見られたので，キーワードに沿って組み直しも必要と思われる。

委員長：定義という性質上，限られた言葉の中で，正確に伝えていかなければならないことから，言葉使いが限られてしまい，類似する形になったのではないかと推測される場所であるが，事務局案を踏まえ，欠けている部分や表現方法について議論していきたい。

委員：事務局案を一読して感じたことは，お役所の言葉と感じた。市民の皆さんにお届けするのに，わかりやすくてたいていくのが私たちであるので，わかりやすくするために他の自治体を調べた結果が配布させていただいた資料である。また，足りないものや欠けているものについては，事務局案は4つのキーワードが入っているので，文章として足りないものや欠けているものはないと感じた。

委員長：表現方法等については，今後，改善する必要があると思う。

委員：第6次総合計画の内容からの言葉も引用した案であり，地域性も含まれているので考え方としてはいいと思う。

委員：他の自治体と類似する部分はあるが，比較的わかりやすいと感じた。また，協働の主体の地域活動団体として，地域と表しているが集落等の表現の方がわかりやすいのではないか。

委員長：どのような方々がどのような形で市民協働に関わっていくのかを前回に引き続き，これから議論を深めていきたい。

委員：もう少しわかりやすく、市民の皆さんが馴染みやすい言葉がいいのではないかと思います。また、「補完」という表現があるがどのような意味合いなのか。

事務局：互いに不足している部分を補い、そうすることによって全体として不足のないような状態とするということである。

委員長：「足らざるところを補いあって完成に近づける」というイメージで使っていると思うが、「補完」という言葉を日常的に我々が会話の中で使うのかという点では委員ご指摘のとおりと思う。

委員：もう少し噛み砕いた表現の方がいいのではないかと。

委員長：事務局から示された案は表現の堅さが感じられる部分があり、今後検討する必要性がある。

委員：連携といえば全て総括するのではないかと思うところもあるが、いまここで全てを決めていくのではなく、これから中身の議論をしていく中で見えてくることがあると思う。その時に皆さんの意見を集約して定義を考えていければと思う。

委員：広く市民の方が理解しやすい表現が望ましいと思われる。また中身については欠けていると思われる内容は感じない。

委員長：各委員のご指摘のように、これから更に具体的な議論を進めていくうえで、事務局案を当委員会の共通認識として進め、定義案の修正が必要であれば適宜立ち戻り、見直しを行いながら議論を進めるほうが生産的に議論できるのではないかと思う。事務局の定義案を出発点としてここから先の話を進めていきたい。

(2) 市民協働基本方針（たたき台）の各項目について

委員長：各項目内容として、協働の主体・効果・役割についてですが、これまでの議論の中でも意見があったところなので、確認を含めながら議論を進めていくにあたり、各委員のそれぞれの立場での市民協働を実現していくうえで考えられるメリットや問題点等の意見を伺いたい。

委員：所属する団体では、小貝川や利根川のクリーン作戦といったごみ拾いを行っているが、市や県が関係して旗振りを行っている場合のごみ処理は簡単なのだが、日常のごみ処理については現時点では厳しいところがある。川でのごみは河川管理者が処分し、市街地では市、道路などのごみは道路管理者といったようにごみの発生場所でどこが対応するかといった整理が、市民協働が先に進むことにより解決しやすくなるのではと思う。また、市民協働を実現していくうえでのメリットとしては、様々なサービスを提供していくうえで、市の協力をいただいて協働で行っていることで民間として単独で実施する事業に比べ市民に対してのアピールや信頼度が高いのではないかと思う。さらには市では難しい個別対応など小回りの利いたサービスの提供が可能となるのが NPO や市民団体の強みではないかと思う。

委員長：市民の自主的な活動だけではどうしても実現しづらい部分に対して行政の助力が得られることによって活動しやすくなる一方で、行政がやってくれるという気持ちを持ってしまうことは必ずしも適切ではない。前回の会議においても意見があったように、住んでいる方達だからこそわかることや必要なことがあり、それを市民の方達によって、より良くしていこうと積極的に関わっていくことでより住みやすくなる効果が得られる。

委員：地域課題の全てを市へ依頼していくのではなく、内容によって自治会等で対応できるものは市に依頼せずに対応した方がスムーズに行く場合がある。住んでいる方々についてはできる限り自治会で対応していくことにしている。

委員長：地域に住んでいる方々だからこそ対応が可能なことであり、自治会等で手が及ばないところは市へ依頼するなど自分達でできることは自分達で行っていくことが協働の在り方と思っている。

委員：市民の多くの方々が協働について認識することが大切であり、協働についての認識を深められれば、我々市民の立場での今までの考えが変わり、市民協働よるまちづくりに繋がる。今後策定する本方針が多くの市民に浸透するまではかなりの時間を要するとは思いますが、広く周知していかなければならない。

委員：事業者としては様々な団体に属することが多いが、市民協働を意識して活動しているわけではないが、様々な団体と連携して活動していることが協働になるということが委員会に参加してわかった。一人の力ではできない事も皆さんの力によって大きな事が成し遂げられると思う。団体や人との関わりの中ではそれぞれの個性もあり交わる部分や交わらない部分があると思うが、一人ひとりの考え方ひとつで良くもなれば悪くもなる。

先ほど委員からもあったように市民協働を市民の方々に認識していただくことで、それぞれの活動が協働によるものである事がわかればより良く発展していくと思う。

委員：県内で裕福な自治体では、市民は市が与えてくれるサービスを楽しむ生活に慣れているが、いつまで続くかわからない状況においては住民の意識を協働の方向へ変えていかなければならないという内容が新聞に掲載されていた。取手市は裕福な自治体ではないことから、自分達のことは自分達で行っていかねばならないという現状がある。市民の方々が本方針を策定することで取手市の現状を改めて理解していただくとともに、市から与えられるのではなく自分達で行っていくことはもちろんのこと、自分達が市を助けるぐらいの気持ちを持っていただけのような内容にしなければならないと思っている。そのような中でたたき台における市民の効果で「多様化・複雑化する市民ニーズに対応したよりきめ細やかな市民サービスを楽しむことが可能となります」とあるが、市民協働を進めれば市がしてくれると捉えられるのではないか。市民が取り組んでいくことによって街がこのように変わるというような記載が望ましいのではないかと思う。

委員長：委員からのご指摘がありましたように、そのような趣旨での記載ではないことが思料されるが、市民協働の理念や考え方を正確に伝えていくためには、今後検討していく内容と思われる。そこで、これまでも「協働の主体」については議論してきたところであるが、たたき台におけるの「主体」・「効果」・「役割」の内容について確認をしていきながら、議論を進めていきたい。各委員は市民としての立場はもちろんであるが、所属されている様々な立場がありますので、ご自身が関連する立場でたたき台の各項目内容についてどのような印象を持たれたか意見を伺いたい。

委員：市民や社会福祉協議会・ボランティア団体が関連する立場で委員会に参加しているが、市民の立場としては、自治会などが住んでいる地域での課題を一番知りつくしている。課題は住んでいる地域によってそれぞれ相違がある。社会福祉協議会では、市からの委託事業で介護支援ボランティアポイント制度を平成15年度から実施している。急な事業実施で65歳以上限定であったにも関わらず、数多くの人を集めることができたのも、情報発信と市が関わることで得た信頼性ではないかと考える。また、今年から健康福祉まつりが健康まつりと福祉まつりに分かれ開催した。以前の「笑顔のひろばフェスティバル」では母体となっていた社会福祉協議会と障害者協働支援ネットワークに今年から市が加わり三者の共催で協働により福祉まつりを実施したところ、天気はあいにくの雨であったが、これまでの3倍以上の来場者があり、大成功に終わった。システムづくりとして市役所関係の行事による協働の新しい事例でのモデルケースになり、情報発信していくことで協働の参画につながるものではないかと思う。

委員長：様々な主体があるが、住んでいる地域は当然違うしそれぞれ地域の実情が異なる。また地域活動団体は地域の自治会であるとかそういう地域に根差した団体だが、市民活動団体ということになると自分の住んでいるエリアから少しはなれたところで活動する、色々な課題があって市内全域で活動されるか、地域で若しくは少し離れたところで活動するか、それぞれの主体が何に関心を持つかで活動するステージが違うというイメージをもっている。それこそどういう課題があるのか、あるいはどういうことをしていきたいのかこれは千差万別といってもいい。千差万別を踏まえてそれにどう対応していくのか、それを100パーセント市がやっていくのかは今の時点では不可能である。市民の力だけでできることもあるし、あるいは市民の力ではどうしようもない、あるいは市民の力ではなくて市が責任をもつべきところ、いろんな問題がそれぞれにあることは当たり前のことだが、そういった認識が重要であり、主体ごとの役割を考えることが総合して重要である。それぞれができること・やるべきことも確実に存在する。いっぽうが他方に依存や期待しすぎてしまうことは必ずしも適切ではないことが多い。ではその観点から各主体の役割が適切なものであるのか、期待される役割が本当にそれでいいのかを考える

必要性がある。

委員：事務局への質問だが、協働の主体で「市」との記載があるが、市とはどこまでが市なのか疑問である。社会福祉協議会や高齢者事業団・文化事業団などがあるがどうなのか。市民の皆さんにこれから自分たちの街を自分たちができることは自分たちで街をつくっていきましょうと提案する以上、市と言われても市民の皆さんもどこからどこまでが市なのか分からないのではないのか。市とのざっくりとした記載ではなく、詳しく記載する必要があると考える。

事務局：「市」は取手市で考えている。取手市役所である。文化事業団や社会福祉協議会は「市」の中で想定していない。

委員長：そうすると文化事業団という団体に関しては、事業者扱いとして反映されるということになるのか。では市というのは取手市長を代表者とする取手市か。

事務局：その通りである。

事務局：主体として事業者団体等ということで記載させていただいているが、お示しさせていただいているたたき台としてはその部分に色々な団体があるわけなので、市に準じるような組織というのがその中をイメージしている。

委員：このたたき台を市民の皆さんにお示しするわけではなく、策定するにはもっと市民の皆さんにわかりやすいようにイラストを入れたり工夫されると思うが、これが市役所で、これは事業者ですというように記載していけば市民にわかりやすいのではないかと思う。この敷地内にあれば、みんな取手市の職員だと取手市の管轄だと思っている市民の皆さんはとても多いと思う。たたき台を作られた事務局としては、「市」といえば市役所のことだろうということなのかもしれないが、そこは市民の目線で策定していかなければならないと思う。

事務局：こちらのたたき台の中では市という表現なのだが、今後、策定にあたっては何らかの形で市をわかりやすい表現にできるような工夫を検討したい。

委員長：少なくとも市として、社会福祉協議会や文化事業団が独立をした組織であるという認識ならば、そういった認識がきちんと反映される形の説明というのは是非とも必要になってくる。

事務局：委員ご指摘のようにイラストをつけるなり注釈や解説をつけるなりそういった形を検討していきたい。

委員長：市民協働を具体的にどうしていくかということを考える場合に、どこが行政の領分で、どこが市民の領分なのかという、その出発点をはっきりさせることは重要なことだと思う。

つづいて、各主体の役割の記載があるが、示されている認識でいいのかお伺いしたい。

委員：本方針の策定については、市民の皆さんに市民協働に参加していただきたいことが目的だと思うが、市ではどのような事を市民の皆さんにお願いしたいのか伺いたい。行政ではまかないきれない部分もたくさんあり、このような事を市

民の皆さんの力をいただきたいという具体的なこととかがわかると協働に参加しやすいと思うので伺いたい。

委員長：委員のご意見を受けて、次の議論に進めたほうがいいのかなど思った点があり話を先に進めてしまう形になるかもしれないが議論を進めさせていただきたい。委員のご意見ご質問について考えたいが、たたき台の第3章の協働の進め方として市民協働の基本原則と協働形態並びに協働の領域が図表で示されている。市民協働の原則としてこのようなことを考えて、また協働として実際このようなことを考えているかということ、事務局がどのような認識で具体例としてどのようなものを考えられているのかをご説明いただき、議論を深めていきたいと思う。

事務局：第3章の協働の進め方の基本原則については、市民協働を推進するうえで守るべきルールを定め、お互いが理解した上で進めることが重要であると考えているので、そのルールである基本的な5つの原則を示させていただいた。つづいて、協働の形態としては、協働には様々な形があり、どのような形の協働があるのかを具体的に表すために、第1回委員会時に昨年度の市民協働事業が45事業あるとお伝えしたが、その調査事項である協働形態を参考に7項目を示させていただいた。

委員長：協働の形態における共催や後援・協賛、実行委員会はイメージとして想像しやすいのだが、「事業委託」や「事業協力」は取手市において具体的にどのような事業なのか。

委員：高齢者の方がお茶を飲んだりしながらコミュニケーションを図ることができる「お休み処」が戸頭と井野団地にあり、事業協力だったと思う。

事務局：事業協力については、当課においても様々な事業を実施している中で、様々な団体の皆さまに協力いただいている。その中で、金銭等が発生せずに事業の支援をいただいている場合があり事業協力にあたるものと考えている。

委員長：協働の形態ということで、文章として纏めるとある程度抽象的な表現になってしまうところであるが、内容に対して確認されたい部分があればと思うが如何か。第3章の協働の進め方の5つの基本原則について議論を進めたい。

委員：基本原則については2番の相互理解から5番の情報の公開・共有までは、たたき台で示されている内容でいいのではないかと思うが、1番の自主性・自立性の尊重とあるが、第6次総合計画の中では自主・自律との記載があることから自律を加えた方がいいのではないか。「自立」は自分で責任を持つということであり、「自律」は要するにコンプライアンスで、法令を遵守してその立場で責任を持つということに加えたほうがいいのではと考える。また、6番として、これから市民協働を進めるうえで、行政や各主体同士の協働が行われると思うが、事業終了に伴い成果に対する「振り返り」が必要だと思う。さらには、7番として協働は従来の考え方だけでは協働が成り立たないと思う。市民の立場として協働を進めながら自分達で勉強していくことで、更なる推進が図れると

思い「自己変革」を加えたいと思う。考えてきた資料を次回会議時に用意したい。

委員長：ただいま「自律」について、自立・自律と併記して記載したほうがいいのかというご意見があった。また、「振り返り」は情報の公開・共有に関連することとは思いますが、振り返りにより検証していき、改めていくことであると思う。

委員：ご意見があったように「振り返り」の検証については、情報の公開・共有・検証となれば振り返りが可能と思う。協働の形態として後援・協賛があるが、後援を取得する場合には後援名義使用許可申請に基づき許可を与えるということからも上下の関係が構築されている。基本原則の「対等な関係」と協働の形態の「後援」については多少、違和感を感じるころである。

事務局：委員のご意見については、市と様々な主体を対象にした意見であるかと思うが協働については、例えば自治会とNPO法人や自治会と学校のように市以外の主体同士の協働もある中で、どちらが上かとの議論ではなく、同等の立場での協働ということで考えている。また、ここでいう対等というのは、例えば市との協働であっても、無理やり事業を実施させるのではなく、その事業を受けるか受けないなどの意思判断は協働の相手側に選択余地を残していることになる。

委員：事業における考え方は対等で、適切な役割分担に基づき行うものであり、許認可等の手続きに関しては別個として考えていくことだと思う。

委員長：対等な関係というのは、各主体間が上下の関係になるものではないことが大前提であり、個別の補助金の給付や後援名義等の許可といった行政行為はそのような形式をとらざるを得ない部分はあるかとは思いますが、それが上下の関係になるものではないということを理念としてここで表現していくということになると考える。

委員：「対等な関係」については他の自治体の定義においても記載されているが、先ほど委員からあったように「この場所を使用したい」などの場合に許可を出すのは市であり、市はその立場になる。その立場を超えて安易に「対等な関係」と表現していいのかという思いはある。また、対等な関係の他に「責任の所在を明確にして取り組む」とあるが、活動されている方々は何かあった場合の責任は自分で持つと相応の覚悟と自覚を持っていると思う。基本原則として再度、事務局にて検討していただきたい。もし、基本原則として記載する場合には内容の解釈や説明を記載する必要があるのではないかと考える。

事務局：協働の原則において、「対等の関係」については協働を進めるうえでは、様々な主体がある中で一方が上で一方が下というような上下関係が生じないように進めていく必要があり、それをルールとして示していく必要がある。委員の皆様からご意見をいただいているが、事務局としては「対等の関係」を明記していく必要があると考えている。

委員長：市施設の利用などの場合は、行政は申請に基づいた許可を出すという手続きにはなるが、だからといって上下関係になるものではないという事務局から

の原案として示されたものであると思う。なお、「責任の所在」という表現は他の項目と比較しても重みがあると思うので考えていく必要がある。

委員：「情報の公開・共有」については、過程だけではないので、報告も含めた結果を示すような表現がいいのではないかと思う。結果で成功例を公開することでモデルケースとして類似の事業が行えるようになり、振り返りにもつながる。

委員長：成功例や上手くいかなかった例も含め、共有していくことで他の方々が様々な工夫をすることが可能となり、振り返りにもつながるものであるので、過程だけではなく、結果に関することも明記したほうが的確に表現できるのではないかと思う。

委員長：第4章について、委員から資料を提出いただいておりますので、ご説明いただきたい。

委員：第4章については、検討してきた内容を纏めてきたので配布させていただいた。次回委員会にて説明させていただきたい。

委員長：提出いただいた資料は協働の定義や基本原則に密接に関連する内容だと思いますので、委員の皆様にお持ち帰りいただき、次回の議論とさせていただきたい。

(3) 今後のスケジュールについて

第4回委員会は1月22日（金）13:30から開催する。

以上